群馬県適正化通信 NO.132（令和元年8月号）

訪問アドバイスの活用について

当実施機関では、平成２４年４月から訪問アドバイス（適正化通信№４４及び№７４）を行っており、今年７月末現在において、これまでに１５２件の事業者の方に活用いただき、活用した事業者の方からは好評を得ているところです。

最近は、平成２９年７月からの日報への待機時間の記録義務付けや、平成３０年６月からの点呼時における睡眠不足の確認義務付け、同年７月には行政処分基準が改正され、さらに、今年の６月からは日報への荷役作業等の記録義務付けが始まるなど、法改正や通達改正等が頻繁に行われています。また、運行管理面だけでなく整備管理面でも、平成３０年１０月から定期点検時にスペアタイヤ・ツールボックス等の点検が義務付けられるなど、事業者に対する各種管理の徹底が求められています。

このような中で、巡回指導時においても管理が追い付かなくなる事業者が増えてきたこともあり、今回改めて、訪問アドバイスの活用についてご案内させていただきます。

◆下記のような場合には、特に訪問アドバイスの活用をお勧めします◆

（１）管理者の方が急に変更となった。
（２）Ｇマークを取得した以降、しばらく巡回指導を受けていない。
（３）巡回指導時に指摘された事項の改善について、改善方法や実施状況等の確認。
（４）泊運行等があり、指示書の作成や、中間点呼等の点呼記録が求められる運行がある。
（５）巡回指導時の評価がＤ・Ｅの事業所

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話　０２７－２１２－８８２１

訪問アドバイス申込書

FAX　０２７－２６１－７５７６

会　社　名		営業所名	
住所（訪問先）		担当者名	
Ｔ　Ｅ　Ｌ	ー　　ー	○印の日時で訪問します。	申込書を受理したものに限り、受付印を押印し、訪問日・訪問時間に○をして、貴社にFAXします。
Ｆ　Ａ　Ｘ	ー　　ー		
訪問希望日	① 令和　　年　　月　　日		
第２希望日	② 令和　　年　　月　　日		
訪問希望時間	① 午前・午後　　時　　分		受　付　欄
第２希望時間	② 午前・午後　　時　　分		
連絡事項（ご質問等があれば記入して下さい。）			